

第9章. 取組事業

9-1. 評価の観点

- A 生活習慣病重症化予防対策事業（糖尿病）
- A 生活習慣病重症化予防対策事業（高血圧性疾患）
- B 特定健診受診率向上対策事業
- C 医療費適正化事業（ジェネリック医薬品差額通知事業）
- D 医療費適正化事業（重複・頻回受診者保健指導事業）
- E その他の保健事業（生活習慣病予防普及啓発事業）
- F その他の保健事業（特定保健指導実施率向上対策事業）
- G その他の保健事業（地域包括ケアに係る事業）

9-2. 事業スケジュール

《第9章.取組事業》

9-1. 評価の観点

評価の観点

評価は、一般的に、ストラクチャー（構造）、プロセス（過程）、アウトカム（結果）の観点から行う。保健事業の最終的な評価はアウトカム（結果）で評価されることになるが、結果のみでは問題点が明らかにならず、改善方策が見出せない場合が多い。そこで、結果に至る過程を評価し、事業の基盤である構造について評価することが必要となる。また、最終目標のアウトカム（結果）評価は数値であるため、データを採るためには数年間かかることから、アウトプット（事業実施量）の観点からも評価を行う。

アウトプット	事業実施量 (事業の実施状況)	事業の目的・目標の達成のために行われる事業計画の実施を評価するものである。 例) 文書通知数、教室回数、参加者など
アウトカム	結果 (事業の成果)	事業の目的・目標の達成度、また、成果の数値目標を評価するものである。 例) 特定健診の受診率や保健指導実施率が何ポイント上がったかなど
ストラクチャー	構造 (計画立案体制・ 実施構成)	事業を実施するための仕組みや体制を評価するものである。 例) 従事する職員の体制（職種・職員数・職員の資質等）、実施に係る予算、 施設・設備の状況、他機関との連携体制、社会資源の活用状況など
プロセス	過程 (事業の実施過程)	事業の目的や目標の達成に向けた過程（手順）や活動状況を評価するものである。 例) 必要なデータは入手できているか、人員配置が適切か、スケジュールどおりに行われているかなど

《第9章.取組事業》

9-1. A 生活習慣病重症化予防対策事業(糖尿病) 1/2

事業概要

生活習慣病のうち、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して生活指導を行い、人工透析への移行を防止する。

目的	中長期目標 (2023年度)	短期目標 (各年度)
糖尿病の重症化予防を実施し、人工透析への移行を防止する。	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病のうち、糖尿病が重症化するリスクの高い未受診者・受診中断者を医療に結びつけることで、重症化を予防する。未受診者への医療機関受診率25%、受診中断者への医療機関受診率20%とする。 糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して生活指導を行い、指導実施者の人工透析移行者を0人にする。生活指導者の翌年度の検査値の維持・改善率を60%にする。2023年度的生活指導参加者を210人とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への受診者の増加 0.5ポイント増とする。 生活指導参加者の増加 20人増とする。 協力医療機関の段階的な増加 2020年までに65医療機関にする。

生活習慣病重症化予防対策事業

生活指導

受診勧奨

治療中断者受診勧奨事業

健診異常値放置者受診勧奨事業

強化

生活指導の対象者増に向け協力医療機関へ説明会等を行い、調整をしながら医療機関の拡大を図る。

《第9章.取組事業》

9-1. A 生活習慣病重症化予防対策事業(高血圧性疾患) 1/2

新規事業

事業概要

高血圧症は動脈硬化を促進し、脳卒中や心疾患、慢性腎臓病等、様々な疾病に影響を与えることから、健診結果が要治療にもかかわらず、医療機関を受診していない者を医療に結びつけるとともに、健診結果が保健指導判定者に対して健康教育を行い、重症化を防止する。

目的	中長期目標 (2023年度)	短期目標 (各年度)
高血圧性疾患の重症化予防対策を実施することで、虚血性心疾患や脳血管疾患などの発症を減少させる。	<ul style="list-style-type: none"> 高血圧が重症化するリスクの高い未受診者(健診結果が要治療にもかかわらず、医療機関を受診していない者)を医療に結びつけることで、重症化を予防する。 健診結果が高血圧の保健指導判定値のうち、医療機関を受診していない者に対して高血圧予防教室を行う。教室参加者の検査値維持又は改善率60%とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関への受診者の増加 有所見者の治療の継続 教室参加後の生活習慣改善率を80%とする。

生活習慣病重症化予防対策事業

受診勧奨

健康教育

《第9章.取組事業》

9-1. A 生活習慣病重症化予防対策事業(糖尿病) 2/2

	対象	方法	時期	スケジュールと実施体制
①受診勧奨	糖尿病が重症化するリスクの高い健診結果要治療のうち、医療機関未受診の者及び受診中断者。	対象者に受診勧奨通知を送付し、その後電話等による再度の勧奨を実施する。	5月~3月	対象者を5月から抽出し、受診勧奨通知を送付する。
②生活指導	糖尿病性腎症で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者。	専門職より4か月~6か月間の面接による指導と電話フォローを行う。		対象者を5月から抽出し、9月ごろより保健指導を実施する。 ・委託にて実施を行う。 ・医師会への調整等は国保課。

		2018年度	2019年度	2020年度 (中間評価)	2021年度	2022年度	2023年度 (評価)
アウトプット	① 未受診者への勧奨通知数 800通 ・治療中断者への勧奨通知数 200通	→	→	→	→	→	→
	② 生活指導実施者数 210人 (毎年+20人)	→	→	→	→	→	→
アウトカム	① 未受診者への医療機関受診率 25% (毎年+0.5ポイント) ・治療中断者への医療機関受診率20%	→	→	→	→	→	→
	② 生活指導実施者の翌年の検査値の維持・改善率 60%	→	→	→	→	→	→
ストラクチャー	① 委託料等の予算の確保 ・委託についての精度管理	→	→	→	→	→	→
	② 医師会・国保連合会・県との連携	→	→	→	→	→	→
プロセス	① 抽出方法・マニュアル・スケジュール・様式確認	→	→	→	→	→	→
	② 生活指導の状況確認	→	→	→	→	→	→

《第9章.取組事業》

9-1. A 生活習慣病重症化予防対策事業(高血圧性疾患) 2/2

	対象	方法	時期	スケジュールと実施体制
①受診勧奨	高血圧が重症化するリスクの高い健診結果要治療者のうち、医療機関未受診の者。	対象者に受診勧奨通知を送付し、受診勧奨を実施する。	通年	対象者を抽出し、受診勧奨通知を送付する。
②健康教育	健診結果が高血圧の保健指導判定値のうち、医療機関未受診の者。	高血圧性疾患に係る教室を行う。		委託・自庁実施かは検討する。

		2018年度	2019年度	2020年度 (中間評価)	2021年度	2022年度	2023年度 (評価)
アウトプット	①未受診者への勧奨通知数	→	→	→	→	→	→
	②健康教育教室募集人数	→	→	→	→	→	→
アウトカム	①勧奨対象者の医療機関受診率	→	→	→	→	→	→
	②健康教育参加者の翌年の検査値維持・改善率	→	→	→	→	→	→
ストラクチャー	・委託料等の予算・人員の確保 ・委託先の選定・管理方法	→	→	→	→	→	→
	・会場確保等	→	→	→	→	→	→
	・医師会・保健部との連携	→	→	→	→	→	→
プロセス	・対象者抽出方法・事業運営等の検討 ・事業マニュアル作成	→	→	→	→	→	→
	モデル事業 本格実施	→	→	→	→	→	→

9-1. B 特定健診受診率向上対策事業 1/3

事業概要		
①受診勧奨	健診未受診者に対して勧奨通知の送付や電話により受診を促す。	
②受診率向上キャンペーン	初回受診者を含めた若い年代の特定健診受診率の向上を目的に、キャンペーン期間中に特定健診を受診した人を対象に抽選で賞品をプレゼントすることにより受診率向上を図る。	
目的	中長期目標（2023年度）	短期目標（各年度）
特定健診受診率向上を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健診受診率を39.5%とする。 ■ 勧奨対象者の受診率を25%とする。 ■ キャンペーン期間中の初回受診率を20%とする。 ■ 40代の受診率を20%とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健診受診率を0.5ポイント増とする。 ■ 勧奨対象者の受診率を0.5ポイント増とする。 ■ キャンペーン期間中の初回受診率を0.5ポイント増とする。 ■ 40代の受診率を0.5ポイント増とする。

特定健診受診率向上対策事業

受診勧奨

受診率向上キャンペーン

文書勧奨

電話勧奨

強化

若い年代の受診率向上を図るため、若い年代に向けたキャンペーンや啓発を強化する。

9-1. B 特定健診受診率向上対策事業(②キャンペーン) 3/3

対象	方法	時期	スケジュールと実施体制																																			
特定健診・国保人間ドック受診者（4～8月受診者）	健診早期受診者の中から抽選で賞品をプレゼントする。	4月～11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前年度末までに協力企業と提供賞品を選定し、ポスター及びチラシを作成する。 ■ 年度当初～7月末までに発送する受診券にキャンペーンチラシを同封する。 ■ 健診実施医療機関、キャンペーン協力企業、関係各課・公共施設等にポスター・チラシを掲示・配置する。 ■ 8月末までの受診者に10月中旬頃抽選を行い、賞品を10月～11月に発送する。 																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度 (中間評価)</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度 (評価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトプット</td> <td colspan="6">・チラシ・ポスター配布箇所 500箇所</td> </tr> <tr> <td>アウトカム</td> <td colspan="6">・キャンペーン期間中の初回受診率 20.0%（毎年+0.5ポイント） ・40代の受診率 20.0%（毎年+0.5ポイント）</td> </tr> <tr> <td>ストラクチャー</td> <td colspan="6">・協力企業の確保、新規獲得 ・医療機関、キャンペーン協力企業、関係各課・公共施設との連携</td> </tr> <tr> <td>プロセス</td> <td colspan="6">・毎年効果検証を行い、特定健診等推進検討会、実務者検討会にて、次回のキャンペーン内容等について検討を行う ・当選者へのアンケート分析を行い、未受診者対策に活用</td> </tr> </tbody> </table>		2018年度	2019年度	2020年度 (中間評価)	2021年度	2022年度	2023年度 (評価)	アウトプット	・チラシ・ポスター配布箇所 500箇所						アウトカム	・キャンペーン期間中の初回受診率 20.0%（毎年+0.5ポイント） ・40代の受診率 20.0%（毎年+0.5ポイント）						ストラクチャー	・協力企業の確保、新規獲得 ・医療機関、キャンペーン協力企業、関係各課・公共施設との連携						プロセス	・毎年効果検証を行い、特定健診等推進検討会、実務者検討会にて、次回のキャンペーン内容等について検討を行う ・当選者へのアンケート分析を行い、未受診者対策に活用					
	2018年度	2019年度	2020年度 (中間評価)	2021年度	2022年度	2023年度 (評価)																																
アウトプット	・チラシ・ポスター配布箇所 500箇所																																					
アウトカム	・キャンペーン期間中の初回受診率 20.0%（毎年+0.5ポイント） ・40代の受診率 20.0%（毎年+0.5ポイント）																																					
ストラクチャー	・協力企業の確保、新規獲得 ・医療機関、キャンペーン協力企業、関係各課・公共施設との連携																																					
プロセス	・毎年効果検証を行い、特定健診等推進検討会、実務者検討会にて、次回のキャンペーン内容等について検討を行う ・当選者へのアンケート分析を行い、未受診者対策に活用																																					

9-1. B 特定健診受診率向上対策事業(①受診勧奨) 2/3

対象	方法	時期	スケジュールと実施体制																																										
<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初受診券を送付した者のうち、健診未受診者。 ■ 電話番号が判明している者を電話勧奨、不明者を文書勧奨とする。 	7月末時点での未受診者を抽出する。	8月～12月	7月末時点での未受診者を抽出。 <ul style="list-style-type: none"> ■ 電話勧奨対象者 ・8月中旬に電話勧奨対象者へ、勧奨ハガキを送付。 ・8月下旬から12月まで、業務委託による電話勧奨を行う（年2回）。 ■ 文書勧奨対象者 8月中旬に文書勧奨を対象者へ送付。 																																										
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度 (中間評価)</th> <th>2021年度</th> <th>2022年度</th> <th>2023年度 (評価)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アウトプット</td> <td colspan="6">・架電3回以上を含むコンタクト率 75% ・文書勧奨：対象者への送付件数 100,000件（毎年+1,000件）</td> </tr> <tr> <td>アウトカム</td> <td colspan="6">・勧奨対象者の受診率 25%（毎年+0.5ポイント）</td> </tr> <tr> <td>ストラクチャー</td> <td colspan="6">・委託料等の予算の確保 ・委託についての制度管理 ・区保険年金課、保健センター等関係各課との連携</td> </tr> <tr> <td>プロセス</td> <td colspan="6">対象者の抽出方法マニュアルの作成</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="6">毎年効果検証を行い、特定健診等推進検討会、実務者検討会にて、次回の勧奨対象者の効果的な抽出方法について検討を行う</td> </tr> </tbody> </table>		2018年度	2019年度	2020年度 (中間評価)	2021年度	2022年度	2023年度 (評価)	アウトプット	・架電3回以上を含むコンタクト率 75% ・文書勧奨：対象者への送付件数 100,000件（毎年+1,000件）						アウトカム	・勧奨対象者の受診率 25%（毎年+0.5ポイント）						ストラクチャー	・委託料等の予算の確保 ・委託についての制度管理 ・区保険年金課、保健センター等関係各課との連携						プロセス	対象者の抽出方法マニュアルの作成							毎年効果検証を行い、特定健診等推進検討会、実務者検討会にて、次回の勧奨対象者の効果的な抽出方法について検討を行う					
	2018年度	2019年度	2020年度 (中間評価)	2021年度	2022年度	2023年度 (評価)																																							
アウトプット	・架電3回以上を含むコンタクト率 75% ・文書勧奨：対象者への送付件数 100,000件（毎年+1,000件）																																												
アウトカム	・勧奨対象者の受診率 25%（毎年+0.5ポイント）																																												
ストラクチャー	・委託料等の予算の確保 ・委託についての制度管理 ・区保険年金課、保健センター等関係各課との連携																																												
プロセス	対象者の抽出方法マニュアルの作成																																												
	毎年効果検証を行い、特定健診等推進検討会、実務者検討会にて、次回の勧奨対象者の効果的な抽出方法について検討を行う																																												

《第9章.取組事業》

9-1. C 医療費適正化事業(ジェネリック医薬品差額通知事業) 1/2

事業概要

ジェネリック医薬品の数量シェアが低く、ジェネリック医薬品への切替による薬剤費軽減額が一定以上の対象者に通知書を送付することで、ジェネリック医薬品への切替を促す。

目的	中長期目標 (2023年度)	短期目標 (各年度)
<ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品の数量シェアを向上し、医療費の適正化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 数量シェアを90%とする。 0～14歳の世代の数量シェアを90%とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 数量シェアを3.6ポイント増とする。 0～14歳の世代の数量シェアを5.5ポイント増とする

* : 第2期計画より指標を「使用割合」から保険者努力支援制度等に用いられる「数量シェア」に変更している。
 * : 国は2020年9月までにジェネリック医薬品の数量シェアを80%にすることを目標としている。

強化

0～14歳のジェネリック医薬品数量シェアの向上のため普及啓発をする。

《第9章.取組事業》

9-1. D 医療費適正化事業(重複・頻回受診者保健指導事業)

事業概要

医療費適正化等のため、医療機関への重複・頻回受診者に対し、保健指導を行う。

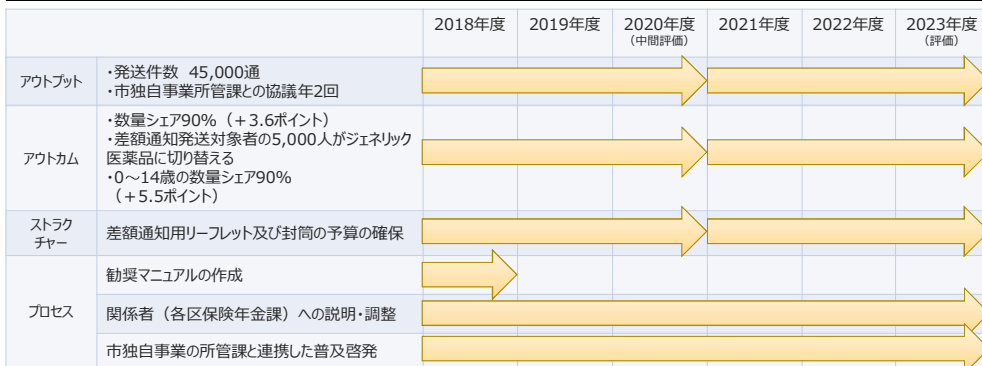
目的	中長期目標	短期目標	
重複・頻回受診者に対し、適正な受診を勧奨することにより、医療費の適正化を図る。	構築した手法に基づき、重複・頻回受診者に対し保健指導を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 他団体の事例を研究し、重複・頻回受診者に対する保健指導手法を構築する。 モデル事業を実施する。 	
対象	方法	時期	スケジュールと実施体制
重複・頻回受診を行う被保険者	保健指導の実施 (他団体の事例を研究し、指導手法を構築)	通年	手法の構築に併せ、スケジュールや実施体制も構築



《第9章.取組事業》

9-1. C 医療費適正化事業(ジェネリック医薬品差額通知事業) 2/2

対象	方法	時期	スケジュールと実施体制
<ul style="list-style-type: none"> 代替可能先売品を利用している被保険者 0～14歳までの被保険者 	<ul style="list-style-type: none"> 代替可能先売品を利用している被保険者を抽出し、ジェネリック医薬品差額通知を発送する。 市独自事業の所管課と連携して、ジェネリック医薬品の普及啓発を行う。 	5月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険団体連合会のシステムから作成する対象者リストを抽出後、職員が対象者を選定して、差額通知を発送する。 ジェネリック医薬品も先売医薬品と変わらず、様々な臨床試験を通して安全性が確保されていることやジェネリック医薬品の利用によって市の財政運営に寄与することを周知する。



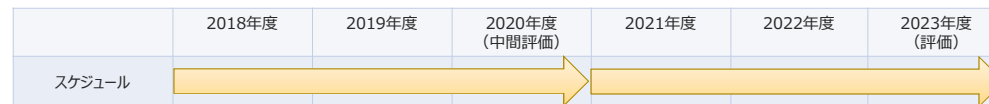
《第9章.取組事業》

9-1. E その他の保健事業(生活習慣病予防普及啓発事業)

事業概要

各種イベント等や広報、健康教育などの場を利用し、生活習慣病予防の普及啓発を行う。

目的	目標	方法
生活習慣病予防の知識を普及・啓発することにより、生活習慣の改善を図り、生活習慣病の発病を防ぐ。	<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病予防 (メタボリックシンドローム・がん・食生活・適正飲酒など) を知ることで、生活習慣改善者が増える。 健康マイレージ事業と連携し、運動習慣と健診受診を促進する取組を行うことで、健康マイレージで運動する人が増える。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区などで実施しているイベントを利用し、啓発物品・パンフレット等を配布する。 区イベントにて、生活習慣病について医師講義とストレッチ体操等を実施する。 世界腎臓デーで、呼気中一酸化炭素濃度測定器体験による禁煙啓発や生活習慣病予防パンフレット配布による啓発を行う。 若い年代が集まるイベントや教室など (子育てフェアや支援センターなど) で啓発物品・パンフレット等を配布する。 区保健センターで、運動・栄養教室などのポピュラーな事業を実施する。 禁煙指導のため、呼気中一酸化炭素濃度測定器を各区へ適宜配置する。 がん (特に乳がん・肺がん・肝臓がん) についてのパンフレットの配布や体験型の知識普及啓発を保健部門の健康づくり事業と協力して実施する。 区役所等でのがんパンフレット配布やがん模型の設置をする。 特定健診とがん検診受診啓発について、職員名札を作成し、着用する。 適性飲酒などの啓発を、イベントなどで実施する。 受診券とともに個別発送している健診パンフレットに、健康マイレージでポイントがもらえる事のPRをする。



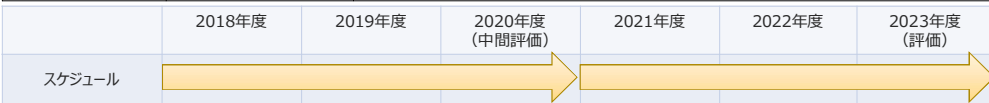
《第9章.取組事業》

9-1. F その他の保健事業(特定保健指導実施率向上対策事業)

事業概要

特定健診の結果に基づき、メタボリックシンドロームに着目し、生活習慣の改善に重点を置いた保健指導を行う。生活習慣のリスクに応じて、3か月以上の「動機付け支援」「積極的支援」を行う。「動機付け支援」は医師会委託、「積極的支援」は各区保健センターにて実施する。

目的	目標	方法
生活習慣の改善を図ることにより、生活習慣病の重症化を予防する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定保健指導を実施することで、生活習慣の改善を行い、メタボリックシンドロームの減少を図る。 ■ 2023年度の特定保健指導実施率を36.0%とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健診結果説明時、医師より特定保健指導の説明を実施する。 ■ 動機付け支援は、健診説明会にて実施医療機関に協力を依頼する。 ■ 積極的支援は、健診実施医療機関から対象者へ参加を促すよう協力を依頼する。 ■ 特定保健指導の効率的な実施について、実施体制を検討する。 ■ 各医療機関への協力の依頼を、各区毎に行う体制を整える。 ■ 契約スポーツ施設（運動指導）を増やすなど、利用者の利便性を高める。 ■ 健診経年データや特定保健指導経過の通知等、個別性の高い受講勧奨を実施する。 ■ AI（人工知能）を利用した対象者の特特別勧奨等のアプローチを実施する。 ■ 支援方法として、文書、電話、メール、面接、教室に加え、ICTなど通信技術を活用した遠隔面接などの指導を検討する。 ■ 2回目以降の特定保健指導など、実施者にあわせた指導を実施する。 ■ 特定保健指導未実施者に文書・電話による勧奨を行うとともに、未実施理由を確認し、勧奨方法の改善を行う。 ■ 特定保健指導実施者について、指導の効果や実施につながった理由を分析し、効果的な指導実施や受講勧奨の改善を行う。 ■ 健康マイレージとの連携によるインセンティブを実施する。 ■ 広報・ホームページ・各種イベント等で特定保健指導を啓発する。



《第9章.取組事業》

9-2. 事業スケジュール



実施事業における目的及び目標の達成状況について評価を行うこととし、達成状況により次年度実施計画の見直しを行う。



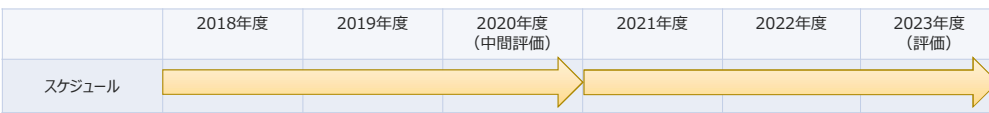
《第9章.取組事業》

9-1. G その他の保健事業(地域包括ケアに係る事業)

事業概要

高齢者の健康づくりや介護予防のため、高齢部門が実施している運動・栄養・口腔ケアなどの一般介護予防事業を、高齢部門と連携しながら検討する。

目的	目標	方法
前期高齢者の生活習慣病の重症化を予防することで、要介護への移行を防ぐ。	要支援・要介護認定率の減少	<ul style="list-style-type: none"> ■ 要介護認定有病状況等を高齢部門と共有する。 ■ 高齢者の健康づくりや介護予防について、高齢部門が実施している一般介護予防事業（運動・栄養・口腔ケアなどの教室）等を、地域包括ケア推進プロジェクトチームの会議に参画し、高齢部門と連携しながら検討する。



《第9章.取組事業》

9-2. 事業スケジュール

